

厚生保健委員会

健康福祉部福祉総務課

浜松市地域福祉計画骨子案について（報告）

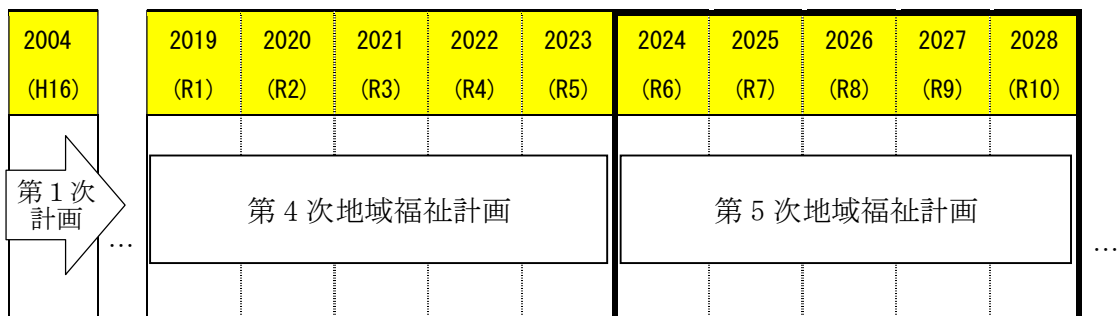
1 趣旨

年齢や障害の有無などに関わりなく、誰もが住みなれた地域で自立し安心・安全に暮らせる地域社会づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、ボランティアなど様々な福祉活動の担い手、行政などが連携・協力して取り組む活動の指針となる次期地域福祉計画（R6～R10年度）を策定するもの。

計画名称	根拠法令等	内 容	審議機関
第5次浜松市地域福祉計画	社会福祉法第107条の規定に基づく計画	地域福祉推進に係る活動の指針となるもの	社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

2 計画の期間

現計画 令和元年度～令和5年度 ⇒ 次期計画 令和6年度～令和10年度



3 骨子案

(1) 施策体系（※別添 **資料1**のとおり）

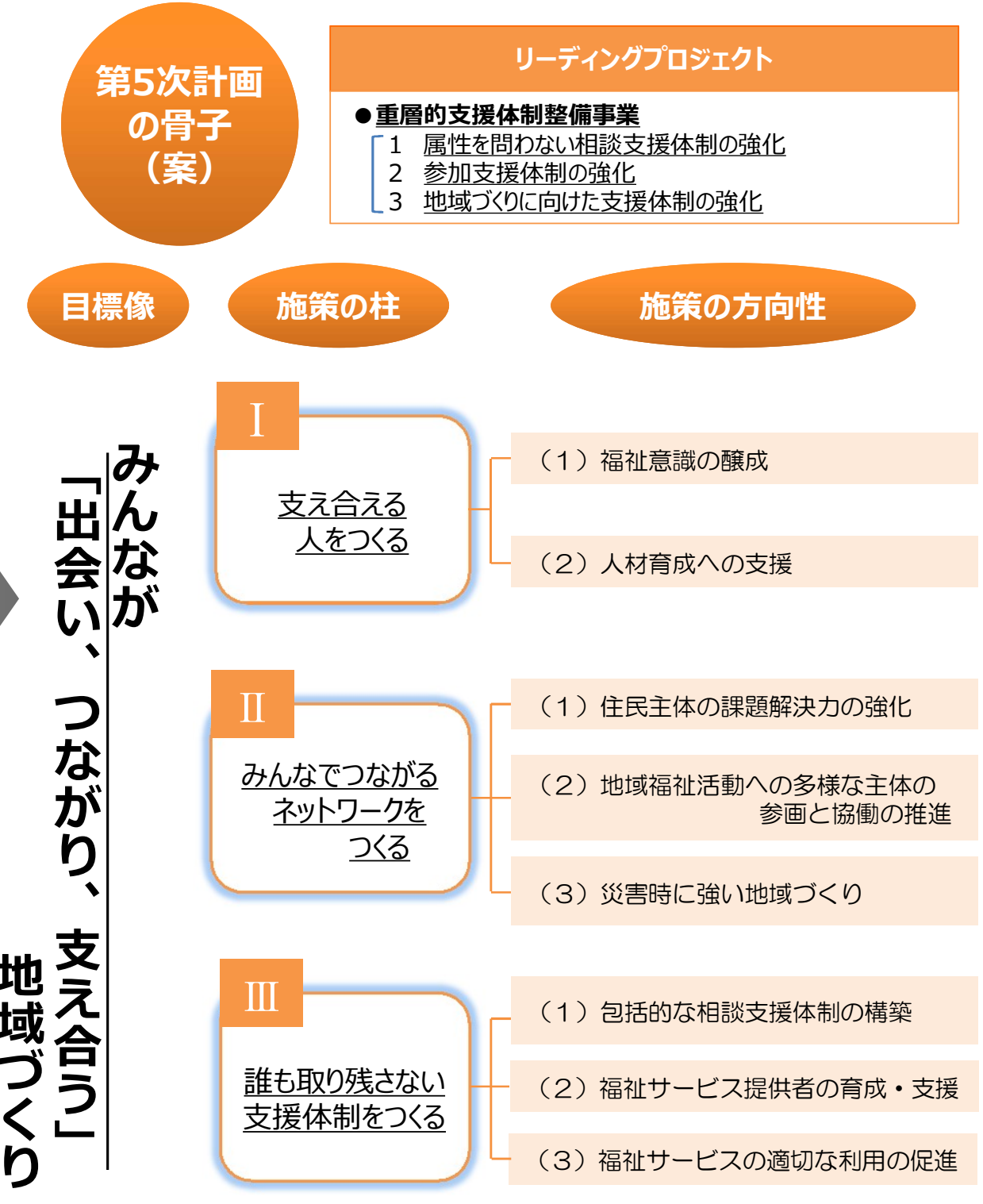
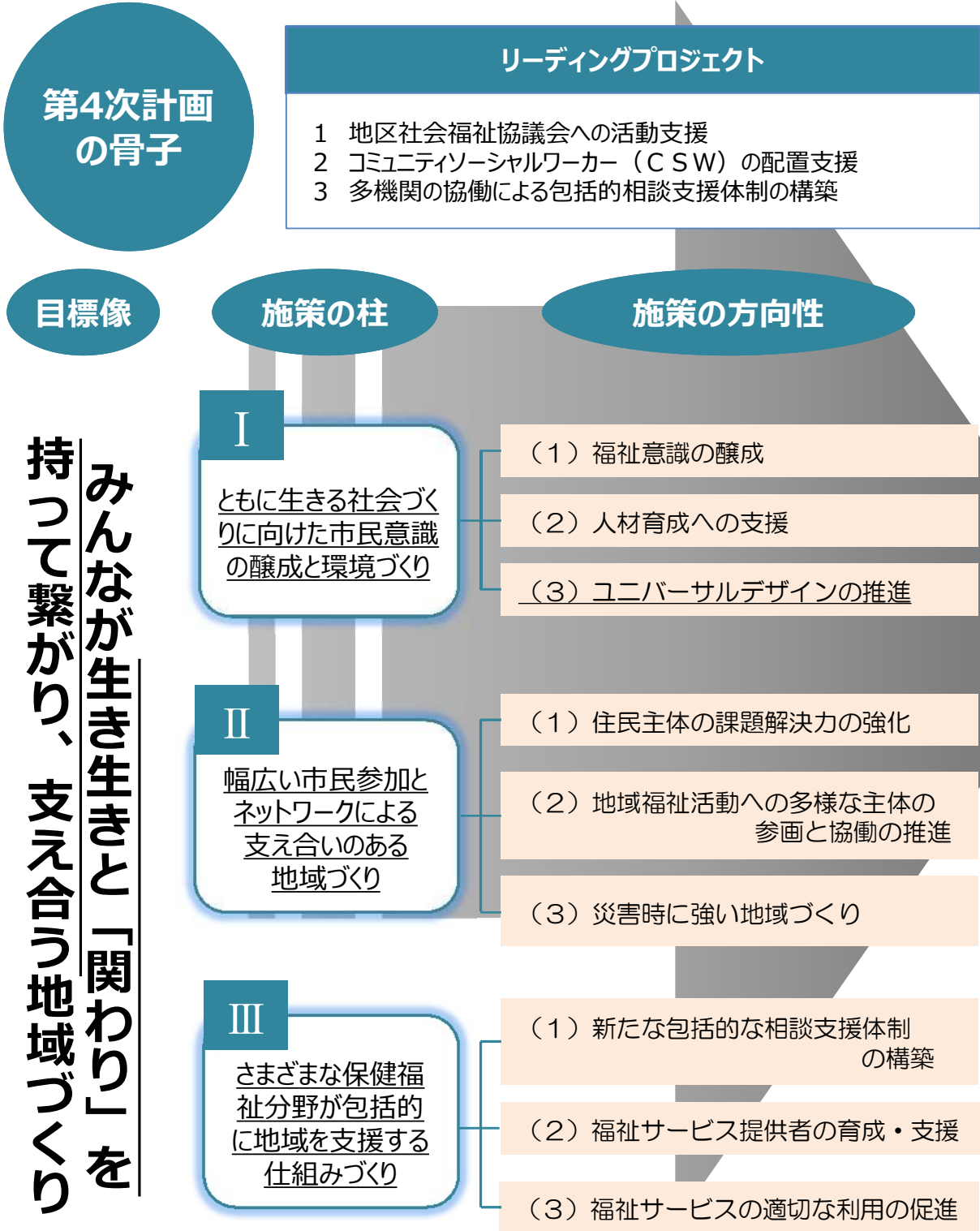
地域福祉を推進するための活動指針として、計画の目標像、施策の柱、施策の方向性を体系化したもの

(2) リーディングプロジェクト（※別添 **資料2**のとおり）

事業全般を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組むもの

4 策定スケジュール

時期	内容
5月26日	・第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会 【審議】策定スケジュール、実態調査の結果、骨子案（案）
5月31日	・ <u>市議会厚生保健委員会</u> 【報告】実態調査の結果
8月31日	・ <u>市議会厚生保健委員会</u> 【報告】骨子案
9月7日	・第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会 【審議】計画案（案）
10月24日	・第3回社会福祉審議会地域福祉専門分科会 【審議】計画案、パブリック・コメント実施
11月	・ <u>市議会厚生保健委員会</u> 【報告】計画案、パブリック・コメント実施
11月中旬～ 12月中旬	・パブリック・コメント実施
2月	・第4回社会福祉審議会地域福祉専門分科会 【報告】パブリック・コメント実施 【審議】計画修正案 ・ <u>市議会厚生保健委員会</u> 【報告】計画修正案 ・パブリック・コメント結果の公表
3月	・計画決定・公表



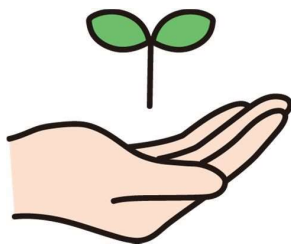
▶ 第5次計画策定の視点

- 改正社会福祉法が施行され、全国的に地域共生社会の実現を目指す中、本計画は、「福祉分野の上位計画」としての位置付けとなるほか、「包括的支援体制の整備に関する事項」を盛り込む必要がある。
- 目標像、施策の柱については、国が示す計画策定ガイドライン及び現計画の進捗状況、市民アンケート等からみえたニーズを中心に検討し、決定する。
- リーディングプロジェクトについては、包括的支援体制の整備を図るための方策として重層的支援体制整備事業を位置付ける。この事業の実施に向け、これまで市が実施してきたコミュニティソーシャルワーカー事業（制度の狭間の個別支援＆各地区社協への支援を中心とした地域づくり）を連携推進の要として、組み立てる。
- 重層的支援体制整備事業の実施のため、本計画に重層的支援体制整備事業実施計画を盛り込む。

▶ 第5次計画体系の変更点

- 目標像について、国が提唱する「地域共生社会の実現」に向け、まず、全ての始まりとなる多様な分野の人と人、人と資源の「出会い」という要素を目標像に明記する等、一部修正を行うことにより、地域住民の主体的な参画や、分野を超えた社会福祉推進に関わる団体や専門機関等のネットワーク強化等を目指す。
- 施策の柱について、目指す姿を分かりやすく伝えるために、込められた意味は変えず、簡潔な表現に変更した。
- 「ユニバーサルデザインの推進」については、「1 (1) 福祉意識の醸成」内にユニバーサルデザインに関わる取り組みを基本施策に含めることとし、整理を行った。
- リーディングプロジェクトについて、現計画のリーディングプロジェクト事業や既存の資源を活用した重層的支援体制整備事業を実施する。

第5次浜松市地域福祉計画の リーディングプロジェクト について

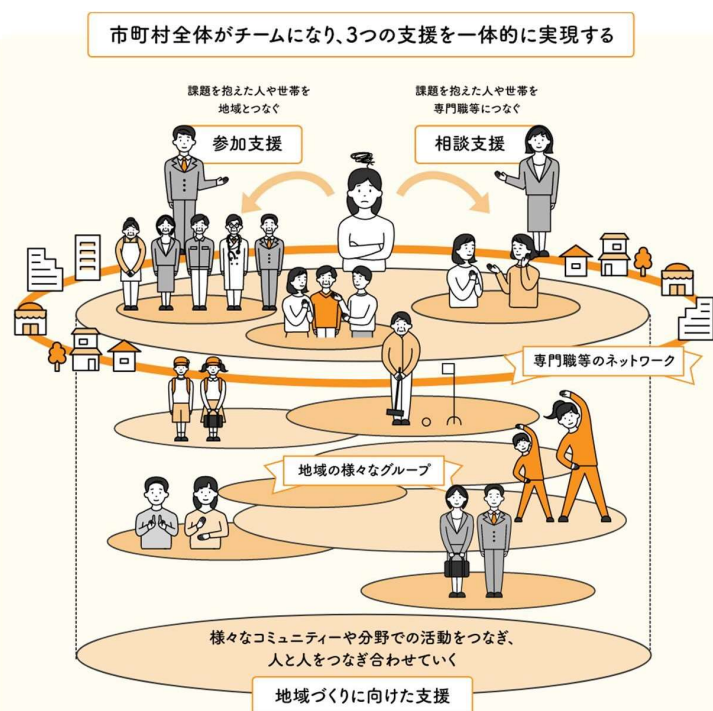


令和5年8月31日（木）
浜松市健康福祉部福祉総務課

1

地域共生社会の実現に向けた 「重層的支援体制整備事業」

- 平成29年に社会福祉法が一部改正され、市町村は、「**包括的な支援体制の整備に関する事項**」を地域福祉計画に盛り込むよう規定された。
- さらに、令和2年の法改正で地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「**属性を問わない相談支援**」「**参加支援**」「**地域づくりに向けた支援**」を一体的に実施する新たな事業である「**重層的支援体制整備事業**」が、令和3年4月から実施可能に！
- 浜松市は、令和6年度から実施予定！！



(出所) 厚生労働省：地域共生社会のポータルサイト

2

【重層的支援体制整備事業について
(※国資料)】

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

(注) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。⁵
(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

3

「包括的な支援体制の整備」と
「重層的支援体制整備事業」の法的位置付け



4

第5次地域福祉計画のリーディングプロジェクト 「重層的支援体制整備事業」の目的・内容

取り組み	目的	内容
1 属性を問わない相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援機関等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する相談支援体制を強化する。 ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担い、解決困難な案件について調整し、支援関係機関の役割分担を図る。 ○ アウトリーチにより、自ら支援につながる事が難しい人（支援が届いていない人）に支援を届ける。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 包括的相談支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内及び相談支援機関同士の連携強化のための会議、研修会等の実施（連携意識の醸成） 2. 多機関協働事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・包括的相談支援事業者などのからの解決困難なケースの支援を行う（アセスメント、プラン作成、会議開催、支援実施等） 3. アウトリーチ等継続的支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な支援が届いていない人との信頼関係構築、つながりの形成に向けた伴走型支援を実施（情報収集、訪問、プラン作成、支援実施等）
2 参加支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズ（狭間のニーズ）を有している人に対し、地域・社会とのつながりを作るために支援を届ける。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 参加支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域・社会とのつながりを作るための支援 ・利用者のニーズ（狭間のニーズ）を踏まえた丁寧なマッチングメニューの作成（相談受付、プラン作成、支援の実施等） ・既存の地域資源の拡充
3 地域づくりに向けた支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野で行われている地域づくりに向けた支援の取り組みを一体的に実施し、「世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を整備」等の取り組みにより、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存の拠点の利活用等による地域の支援ニーズに合わせた世代や属性を超えた多様な場や居場所づくり 2. 個別の活動や人のコーディネート 3. 様々な分野が集い、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定

5

